建設工事に係る登録工種や登録地区の追加について

独立行政法人都市再生機構

　新たに建設業法に基づく許可を取得したこと等により登録工種の追加を希望する場合や、登録地区の追加を希望する場合には、次の書類を提出してください。

**○　登録工種の追加を希望する場合**

１ 提出書類

 (1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

 (2)　建設工事登録工種追加申請書…【様式２－１・２－２】

 (3)　総合評定値通知書の写し

登録の追加を希望する工種に対応する建設業法上の工事種別について審査を受けたもので、かつ、直近の決算に基づいて審査を受けたものであること。ただし、審査基準日について、定期受付の場合は令和５年６月16日以降、随時受付の場合は申請日の１年７月前の日より後であること。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子的に発行された通知書の写しを提出する場合は、通知書が発行済みであることを確認できるシステムの画面コピーを併せてご提出ください。

 (4)　工事分割内訳表…【様式３】

総合評定値通知書に記載されている１つの年間平均完成工事高を、いくつかの追加登録を希望する工種に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を、追加登録を希望する１つの工種に合算して申請する場合に必要となります。

(5)　委任状…【様式５】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（6） 送付前チェックシート

(7)　受理票…【様式６】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 建設工事登録工種追加申請書（様式２－１・２－２）の記入要領

 (1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

 (2)　「１ 追加希望工種に係る年間平均完成工事高及び登録希望地区」

　　①　「年間平均完成工事高」欄については、経審から「別表１　工種区分」に基づき、追加を希望する工種区分に係る年間平均完成工事高（必要に応じ、「工事分割内訳表」を作成の上、年間平均完成工事高を算出してください。）を記入してください。なお、**追加希望工種区分以外は記入しないでください**。

　　②　「登録希望地区」欄については、**追加希望工種区分に係る登録を希望する地区の欄に○を記入してください**。

 (3)　「２ その他工事の内容」

　　　「その他」の工種区分の追加を希望する場合、具体的な内容を10文字以内で記入してください。

 (4)　「３ 営業所の所在地」

　　　追加希望工種区分に係る登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

　　①　「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）により省略して記入してください。

　　②　電話番号及びＦＡＸ番号は左詰めで記入し、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－」（ハイフン）で区切り、（ ）は用いないでください。

　　③　追加希望工種区分の登録希望地区が既に登録している工種と同地区での登録となる場合（下記の例示参照）、所在地の欄に「変更なし」と記入し、電話番号・FAX番号欄は空欄にしてご提出ください。

例）当初、東日本地区と中部地区で「建築」の工種で登録した後、

　　　　　追加で中部地区において「保全建築」の工種を登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　 地　区工　種 | 東日本 | 中部 | 関西 | 九州 |
| 建　築 | ○ | ○ |  |  |
| 保全建築 |  | ● |  |  |

　　④　工種追加を希望する地区について、登録済みの営業所を変更する場合には競争契約参加資格審査申請書変更届【様式１】に「営業所変更」と記載のうえ、所在地の欄に変更後の住所を記入してください。

**○　登録地区の追加のみを希望する場合**

１ 提出書類

(1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

 (2)　建設工事登録地区追加申請書…【様式４－１・４－２】

(3)　委任状…【様式５】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（4）送付前チェックシート

(5)　受理票…【様式６】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 建設工事登録地区追加申請書（様式４－１・４－２）の記入要領

 (1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

 (2)　「登録希望地区」欄については、登録を希望する地区の欄に○を記入してください。

 (3)　「営業所の所在地」

　　　登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

1. 「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。
2. 「電話・ＦＡⅩ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡⅩ番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－」（ハイフン）で区切って記入し、（　）（カッコ）は用いないでください。ＦＡＸ番号を持っていない場合は、「－」（ハイフン）と記入してください。

　　③　既に登録している工種の登録地区と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

　　　　例）当初、「建築」の工種で「東日本」、「中部」地区を登録、「土木」の工種で「東日本」地区を登録した後、追加で「土木」の工種を「中部」地区で登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　 地　区工　種 | 東日本 | 中部 | 関西 | 九州 |
| 建　築 | ○ | ○ |  |  |
| 土　木 | ○ | ● |  |  |

　　　　　　このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

**○　提出方法**

電子メール方式により受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に資格審査担当（電話096-288-1652）に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。詳細については、別表２の申請方法及び宛先の記載に従い、『１　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。**郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください**。また、**点数加算措置を希望される場合、届出様式１の「※格付審査の特例の適用又は点数加算措置を希望する場合のみ選択下さい。」の欄より希望する点数加算措置について選択してください。**（点数加算措置の詳細は、「申請書等の受付について」参照）。なお、同一の申請者において、既に認定を受けた工種の点数加算措置は行いません。

手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以 上

別表１　工種区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　種　区　分 | 総合評定値の通知を受けた許可業種 | 主な工事内容 |
| 01 |  |  建築一式工事 | 建築一式工事及び建築に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外のもの |
| 02 |  |  土木一式工事 | 土木一式工事及び土木に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外のもの（ＰＣ橋梁工事を除く。） |
| 03 |  |  電気工事 電気通信工事 | 建築物・構造物・道路・河川・公園・消防施設等の照明、配電、受変電、発電、電気通信設備工事（有線情報施設、電波障害施設を含む。） |
| 04 | 管 |  管工事 水道施設工事 | 建築物・構造物等の給排水、暖冷房、空気調和、衛生設備等工事 |
| 05 |  |  造園工事 | 植栽工事、住宅敷地・公園等の造園工事、緑地及び植栽管理 |
| 06 |  |  建築一式工事 | 建築一式工事及び建築に関する工事のうち、既存住宅及び施設の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの |
| 07 |  |  土木一式工事 | 土木一式工事及び土木に関する工事のうち、既存団地の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの |
| 08 |  |  塗装工事 | 建築物、構造物等の塗装工事、その他一般塗装工事及び区画線設置工事 |
| 09 |  |  防水工事 | 建築物等の防水工事 |
| 10 |  |  機械器具設置工事 消防施設工事 熱絶縁工事 | 昇降機設備、機械式駐車場設備、ポンプ設備、熱絶縁及びその他機械設備の工事で電気工事、管工事に属する工事以外のもの |
| 11 | 畳 |  内装仕上げ工事 | 畳工事 |
| 12 |  |  内装仕上げ工事 建具工事 | ふすま工事 |
| 13 |  |  舗装工事 | 道路等の舗装工事（上下層路磐工事を含む。） |
| 工　種　区　分 | 総合評定値の通知を受けた許可業種 | 主な工事内容 |
| 14 |  |  清掃施設工事 水道施設工事 | 汚泥処理施設、水処理施設及び清掃施設等に関する工事 |
| 15 |  |  土木一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 さく井工事 鉄筋工事 解体工事 その他工事（＊） | ＰＣ橋梁工事、鋼橋上部工事、除草工事及び上記に属さない工事 |

＊　その他の区分の「その他工事」については、ＰＣ橋梁工事（土木一式工事の許可が必要。）を除いて建設業の許可は不要です。

別表２　電子メール・文書郵送方式の申請方法及び宛先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道 | 本　社 | 　**電子メール方式で申請してください。**[**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)**※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。****＜申請ガイドリンク＞**[**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf)**ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。****〒８６０－０８０４****熊本市中央区辛島町5-1****日本生命熊本ビル12階****独立行政法人都市再生機構****令●・●工事審査担当****電話096-288-1652****※持参等によるご来訪はご遠慮願います。** |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・格納サイトの移行に伴い、格納日によってアップロードの制限に変更がございます。

＜2025年7月18日以前に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大2GB

・アップロードできるファイル数：無制限（但し、ファイルの総容量が2GB以下）

＜2025年7月22日以降に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大1.9GB

・アップロードできるファイル数：最大20個

※ 上記の制限によりアップロードが困難な場合は、資格審査担当（電話：096-288-1652）までご連絡ください。

※ なお、移行が延期となった場合は、当機構のホームページにて、あらためて移行に関する情報をご案内いたします。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

　※追加工種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。